

第1回岡山県自動車・同附属品製造業

最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和6年9月5日(木)午前10時00分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室D
- 3 出席者
- | | |
|---------|--|
| 公益代表委員 | 岡 山 一 郎
國 光 類 |
| 労働者代表委員 | 浅 沼 英 樹
吉 井 哲 也 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
久 山 卓 也
向 谷 隆 |
| 事務局 | 労働基準部長 政 木 隆 一
賃 金 室 長 三 村 典 代
賃 金 指 導 官 中 本 弘 一
監 察 監 督 官 諏 訪 雅 浩
労 災 補 償 監 察 官 木 村 弘 之 |

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第1回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申し込みはありませんでした。本日は令和6年度1回目の専門部会になりますので、部会長が選任されるまでの間、事務局で司会進行を行わせていただきます。

定足数について報告申し上げます。

本日は公益委員の横山委員、労働者代表の小橋委員が御欠席でございますが、他の委員7名が御出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていますことを報告いたします。

本日御審議いただきます事項は、

- 1 特定最低賃金専門部会 部会長・部会長代理の選任について
- 2 特定最低賃金専門部会の運営について
- 3 資料説明について
- 4 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- 5 今後の審議日程について
- 6 その他

でございます。

本日は令和6年度1回目の専門部会になりますので、冒頭、政木労働基準部長より挨拶申し上げます。

政木部長

労働基準部長の政木でございます。専門部会の開催にあたり一言御挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、本部会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

さて、岡山県最低賃金につきましては、先般公労使の各委員の熱心なご審議によりまして、時間額になって以降最大の引上げ額である50円プラスの982円として10月2日より発効する運びとなっております。ご審議いただいた委員の皆様にはこの場を借りて感謝申し上げます。

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金の水準より高い最低賃金を定めることが必要と認められた産業について、設定されることとなっております。委員の皆様方に置かれましては、これから改定の必要性の有無を含めて集中的にご審議いただくこととなります。特定最低賃金につきましては、特に労使のイニシアティブにより決定すると理解するところであり、何

卒全会一致をめざしてご審議いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。7業種ございますので、非常に過密なスケジュールとなっており、色々ご負担をおかけするかと思いますが、よろしくお願いいたします。

中本指導官 それでは賃金室長、よろしくお願います。

三村室長 それでは議事に入らせていただきます。
まず、付議事項(1)の「部会長・部会長代理の選任について」ですが、部会長及び部会長代理は、最低賃金法において公益委員の内から選出することとされております。これまでの慣例により各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいておりますので、私から発表させていただきます。
部会長は岡山委員、部会長代理は本日ご欠席ですが横山委員です。
御了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

三村室長 ありがとうございます。
それでは以降の議事につきましては、岡山部会長にお願いいたします。

岡山部会長 部会長を仰せつかりました岡山でございます。よろしくお願いいたします。
初めに、本日の専門部会は公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆さんの忌憚のないご意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。
今年度の特定最低賃金の審議につきましては、昨年度に引き続き改正の必要性の審議から専門部会で行うこととなりました。特賃の専門部会は、労使のイニシアティブにより丁寧かつ効率的な審議を進めることが必要と考えますので、各委員の御理解、御協力をお願いいたします。
付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告をお願いいたします。

三村室長 他部会の審議状況ですが、9月2日に一般機械器具製造業において、全会一致により必要性ありということで結審しております。以上でございます。

岡山部会長

次に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。

特定最低賃金専門部会運営規程第6条によりますと、「部会長及び部会長が指名した委員2名が署名するもの」とされていますので、部会長である私と、労側は小橋委員、使側は石黒委員にそれぞれお願いしたいと思います。ただ本日小橋委員は欠席のため、労側の署名人は浅沼委員にお願いします。

本日の大まかな予定を説明いたします。

まず付議事項(2)につきまして、今年度の審議運営について事務局から説明していただきます。

続いて、付議事項(3)「本日配付の資料説明」についても事務局からお願いします。

その後、付議事項(4)「特定最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行うこととし、労使双方から、改正決定の必要性の有無にかかる基本的な考え方を述べていただきます。その際、事前の打合せ時間を設けようと思いますので、資料説明の後に一旦休会とし、時間を取りたいと思います。御発言は公労使三者協議とし、労使それぞれ5分程度でお願いします。御協力をよろしくお願いいたします。

では、付議事項(2)「岡山県特定最低賃金専門部会の運営」について事務局から説明をお願いします。

三村室長

資料 2 をご覧下さい。今年度の7業種の改正決定につきましては、7月3日の本審で改正の必要性の有無について岡山労働局長から諮問を行いました。これが資料 2 - の諮問文です。

また、7月29日の本審で、特賃の必要性の有無については各部会で審議を行うこととなりましたので、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」ことを加えて、再度諮問を行いました。これが資料 2 - の諮問文になります。

必要性の審議において全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第11条に基づく3週間の意見聴取公示期間を経た後、金額審議の専門部会を開催することとなります。

金額審議において、ご留意いただきたいことが2点ございます。1点目は、改定する特賃の最低賃金額は、この度改定される岡山県最低賃金額982円を1円以上上回った金額とする必要があります。また2点目は、労働協約ケースであっても公正競争ケースであっても、6月17日に提出された「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低賃金額が、金額審議における

上限額となりますのでご留意下さい。

必要性について全会一致とならなかった部会は、後日本審に報告し、審議終了となります。なお、必要性審議及び金額審議ともに専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第6条第5項を適用することで、本審を開催せずに専門部会の決議を本審の決議とすることが合意されています。

資料 9は、「令和5年度特賃審議経過及び結果一覧表」となっておりますので参考にして下さい。

岡山部会長

ただ今の事務局の説明について、委員の皆様いかがでしょうか。

石黒委員

先ほど他の特定最賃専門部会の話が合ったんですが、一般機械で「必要性あり」で一致したということですが、各種商品小売業も議論されたと聞いていますが、その報告はありませんでした。

三村室長

各種商品小売業につきましても、第1回専門部会を8月29日に開催しておりますが、1回目で結論が出ておりません。労側、使側ともにもう一度、9月13日に2回目の審議をすることとなっております。その他の部会はまだ第1回目を開催しておりません。今後ということになります。

石黒委員

各種商品小売業は1回目で議論が持ち越しになったということですね。

三村室長

はい。

岡山部会長

それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも審議会令第6条第5項を適用すること、必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること、金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うこととします。

本日の第1回特定最低賃金専門部会は公開として開催しておりますが、次回以降の審議の公開・非公開につきましては、これまで各委員の忌憚のない御意見をいただく必要があることから非公開としていました。今年度の審議においても同様の事情により次回以降非公開にしたいと考えます。いかがでしょうか。

(異議なし)

岡山部会長

それでは、第2回以降の専門部会を非公開といたします。
次に付議事項(3)の資料の説明について、事務局からお願いいたします。

三村室長

それでは、事務局から資料説明をさせていただきます。

資料3から説明させていただきます。こちらは、日本銀行岡山支店が本年8月6日に発表した「岡山県金融経済月報」です。概況としては、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、緩やかな回復を続けている。」とあります。また、最終需要をみると、「個人消費は、物価上昇等の影響を受けて、増加ペースが鈍化している。」設備投資は、「6月短観調査における2024年度の県内企業の設備投資額、全産業は増加見込みとなっている。」とあります。

2ページの生産については、「県内主要製造業の生産は、海外経済の回復ペース鈍化の影響を受けつつも、供給制約の影響が和らぐもとで、持ち直している。」とされており、輸送用機械は、「供給制約の影響が和らぐもとで、回復している。」とされています。また、雇用・所得は、「労働需給は引き締まっており、雇用者所得は緩やかに改善している。」とされています。

次ページは、岡山県の主要金融経済指標が記載されています。(1)最終需要の設備投資の欄では、岡山県企業短観調査による設備投資額(全産業)は、2024年度(計画)で前年比+18.0%となっています。(4)の物価の欄では、消費者物価指数(岡山市、生鮮食品を除く総合)をみますと、6月前年比は+2.0%と、4月以降、前年比プラスが大きくなっています。

資料4は、令和6年8月6日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。総括判断では、「県内経済は、緩やかに回復しつつある。」としています。これは、前回4月と同様の判断です。各項目の判断としては、本年4月と比較し「設備投資」、「企業収益」などは上向き、「個人消費」、「生産活動」、「雇用情勢」、「企業の景況感」は横ばいの状況です。

また、【先行き】については、「各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされています。

次ページの各論のうち、「個人消費」は、「一部に弱さがみられるものの緩やかに回復しつつある」とあります。また、「生産活動」は、「足踏みの状況にある」とあり、自動車は、「需要が堅調な中、半導体の供給制約の影響は和らいでいる。」とありま

す。

3ページの「雇用情勢」においては、「緩やかに改善しつつある」とされ、「新規求人数が前年を下回っているものの、有効求人倍率は概ね横ばいで推移している。」とあります。「設備投資」では、「6年度は前年度を上回る見込み」とあり、また、「企業の景況感」において、企業の景況判断 BSI は「下降」超幅が拡大している」とあり、「翌期は「上昇」超に転じる見通し。」とあります。

次ページ以降、本報告の資料編となっております。3ページに「生産活動」がグラフ化されており、(2)主要産業別生産指数(季節調整済)を見ますと、輸送用機械は、令和6年2月以降、下向きとなっております。

資料 5は、岡山県総合政策局が発表した、令和6年6月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」です。生産指数は109.1と、3か月連続の上昇とあります。1ページに「上昇・低下に寄与した主な業種」があり、3ページに「生産の業種別動向」として、主要業種別に「生産・出荷・在庫」の動向がグラフ化されています。5ページ以降、「業種分類生産指数」「特掲業種分類生産指数」があります。速報値が訂正された場合、数値の前に「r」が付されています。

資料 6は、岡山労働局職業安定課が8月30日に発表した「雇用情勢」です。7月の岡山県内の有効求人倍率は1.41倍となり、前月と比べ0.05ポイント上昇しています。11ページに、「産業別・規模別新規求人状況」があります。E製造業を見ますと、7月は前年同月比+1.4%、下段の(31)輸送用機械器具は+2.2%となっております。

資料 3～資料 6の説明は以上です。

中本指導官

それでは、私からは岡山県自動車・同附属品製造業における最低賃金基礎調査結果について説明いたします。資料は 7となります。

1ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査とは、岡山県の各特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的とし、岡山県における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、自動車・同附属品製造業を対象としております。

調査事業所については、100人未満の事業所を対象としております。そのうち30人未満の事業所は全労働者を、30人から99

人の事業所は労働者の2分の1を抽出し集計しております。

調査対象労働者は、いずれも正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外されます18歳未満の方、65歳以上の労働者はこの対象から除かれております。

調査対象となる賃金は、令和6年6月分の所定内賃金となっております。基本給のほか、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤手当、家族手当、通勤手当、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の1か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、集計調査事業所数は92社、集計調査労働者数は、1,381人、この調査結果を基にして復元した母集団の労働者数は2,901人となっております。以上が基礎調査の概要です。

それでは、最低賃金基礎調査の結果について説明いたします。次の2ページを御覧ください。最低賃金基礎調査による現行最低賃金未満率ですが、集計結果から算定しますと、未満率は男性3.0%、女性25.6%、男女合計で9.0%となっております。右側にカッコ書きしているのは、前年度の未満率を表しております。

の特性値一覧表ですが、自動車・同附属品製造業は、月平均賃金額231,757円、時間当たり平均賃金額1,454円、第1・20分位数950円、第1・10分位数991円、第1・4分位数1,102円、中位数1,362円となっております。カッコ内は前年度の数値となっております。分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20等分、10等分、4等分のように等分したときに、その最初の境界に位置する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて3ページ以降の総括表について説明します。総括表は、賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。

この総括表の見方は、左の金額欄が賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。

3ページの一番下にある「1,004円」の階級を見ていただくと、累積で「397人」の労働者がおり、ひとつ上の「1,003円」の階級を見ていただくと、累積で「394人」の労働者がおりますので、結局「1,004円」の階級には3人が属しているということが読み取れるということになります。3～8ページには階層ごとに規模別・年齢別に区分したもの、9～14ページには男女別・年齢

別に区分した集計表となっています。賃金階級につきましては、特定最低賃金より 10 円低い 981 円からプラス 110 円の 1,091 円までが 1 円刻みとなっており、それ以降は 10 円刻み、100 円刻みとなっております。

15 ページをご覧ください。このグラフは、今説明した総括表の賃金分布を 10 円と 100 円刻みにしてグラフ化したものです。

17 ページの表は、特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えばですけれども、30 円引き上げて 1,021 円とすると、影響率は 15.76%となります。

以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料 8「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」を御覧下さい。これは、県最賃を 100 とした場合の特定最低賃金の比率を、平成 25 年から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位率と言われるものです。令和 5 年度の自動車・同附属品製造業の特定最賃は 991 円で、優位率は 106.3%となっております。

また、その次のページには、自動車・同附属品製造業特定最低賃金と県最賃の引き上げ幅などを年度別に比較した一覧表となっています。

私からの説明は以上となります。

三村室長 一点、訂正をさせていただいてもよろしいでしょうか。

岡山部会長 お願いします。

三村室長 先ほど、資料 4 で経済情勢報告の資料説明をさせていただきました。その中で資料編の 3 ページにある生産活動のグラフ説明において、輸送用機械について 2 月以降下向きと申し上げましたが、これは誤りでした。輸送用機械については、4 月から 5 月にかけて上向きとなっております。訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

岡山部会長 ただ今の資料の説明について質疑等ありますでしょうか。

(特になし)

岡山部会長 それではただいまから休会に入りますが、この間を利用して労使の打合せ時間とします。15 分程度と考えていますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

岡山部会長 それでは再開時間は 10 時 50 分からとしますので、委員の皆さんよろしくをお願いします。

三村室長 では、控室を御案内いたします。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

岡山部会長 それでは三者協議を再開します。

付議事項(4)の特定最低賃金改正決定の必要性の有無の審議に入ることとします。まず、労使各側から、特定最低賃金改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。それぞれ5分程度での発言に御協力いただくようお願いいたします。お聞きする順番は労働者側委員、その後使用者側委員にお願いします。

それでは、労側の代表の方をお願いします。

浅沼委員 では、私から意見要旨を述べさせていただきます。

まず、本年の春闘の結果及び賃金の動向について申し上げます。三菱自動車ふそう労連の組合員の不断の努力に報いるとともに、組合員のさらなる成長に向けた人への投資を求めることに加えて、物価上昇による実質賃金の低下から労働の価値を守ることを意識し、組合員とその家族の生活の安定を目指しとりくみを進めることとしました。その結果、83 組合で賃金改善を要求し、71 組合で改善分を獲得できたことは一定の成果と受け止めています。一方で物価が高止まりしているなかでも、賃金改善を獲得できなかった組合もあることから、取り巻く環境は依然として厳しい状況であるとの認識です。

産業別最低賃金が適用される業種の経済情勢及び今後の見通しということですが、半導体や部品不足に伴う生産への影響はおおむね解消され、正常化に向かっているということです。世界的なカーボンニュートラルを目指す動きは加速することが予想され、自動車産業においても電動化、次世代燃料への置き換えなどが出てくることから、これらに柔軟に対応することが求められています。様々な変革に対応しつつも、目下の生産、販売台数の変動にも注視していく必要があると考えています。

その他の事項、雇用の情勢等ということですが、メーカー、車体部品、販売、輸送といった業種の区別なく、自動車産業にお

ける人材不足は深刻であり、今後も賃金改善を図りながら、自動車産業の魅力を高め、人材確保につなげるのが極めて重要であり、最優先で取り組むべき課題と考えています。また、最低賃金近傍で働く労働者の生活、意欲向上を図るためにも賃金改善は必要と考えます。

改正決定に関する意見ということでは、自動車・同附属品製造業は岡山県における最大の産業であり、特に裾野が広く地域経済に与える影響は大きいと考えます。最低賃金の水準は他産業と比較しても優位ではありません。慢性的な人手不足に陥っている現状や、非正規労働者の増加などを鑑みますと、賃金設定の重要度は高くなっていると考えます。今後の自動車産業における変革に柔軟に対応するためにも、優秀な人材の確保は必須であり、さらに基幹産業としての優位性を確立するためにも、継続した賃金改善は必要と考えています。また、自動車産業は高度な技術や、難易度の高い業務の遂行が求められる業種です。そこで働く労働者への金銭的な優位性は十分に考慮すべきであり、強いては自動車産業全体の魅力向上につながると考えています。

以上、労側の意見要旨とさせていただきます。

岡山部会長

ありがとうございました。

次に使用者側の委員からお願いします。

石黒委員

私から意見を述べさせていただきます。

コロナ禍が終わりまして、半導体不足の解消により生産は回復しつつあるものの、いまだコロナ前の水準には戻っていない現状です。また、先ほどの説明の中でも、生産高については上昇しているものの、これは材料費やエネルギーが上がったことによるものであって、生産数、付加価値ベースで見ると、まだ昨年に比べて改善しているとは言えない状況ではないかと思っています。また、先般からの労務費の価格転嫁もまだまだ十分に認めていただけないという意見も多く、労務費がこれ以上上がるということについて、経営者側は危機感を大きく持っています。また、県最賃が50円という、大変大きく上がる中で、特定最賃の時代的な背景も含めた意味は、もうなくなってきているのではないかと考えます。ただ、労側が言われたように、雇用確保、賃金改善の必要性は認めるところではありますが、これは各企業が、各企業の経営判断として行うものであり、自動車産業として一律に行う必要もないと思います。自動車産業は、自動車メーカーからサプライヤーが多数ありまして、あま

りにも格差が広がって、自動車産業が一律に最低賃金を決めるのはすでに難しい状況ではないかと考えます。従いまして、使用者側としては、特定最賃の改善の必要性はないと考えております。

岡山部会長

ありがとうございました。双方からご意見をいただきました。質疑等ございますでしょうか。

(特になし)

岡山部会長

現状では意見の一致を見ていないという状況にあると思います。今後どう進めていくのか、次回2回目に持ち越すか、今日話し合いを継続するかということになると思います。今日話し合いをすれば、二者協議で公労、公使協議、あるいは労使協議とすることが考えられますが、いかがでしょうか。

石黒委員

今日、結論を出す必要があるのか、ないのかという話になりますが、今日、結論を出す必要があるのであれば、二者協議も含めて行えばいいと思います。次回に結論を持ち越すことでもよければ、次回に議論を改めてさせていただければと思います。決して私たちも、これ以上議論する必要はないとは考えておりません。

岡山部会長

こうした意見が出ておりますが、労側の委員の皆さん、いかがでしょう。

浅沼委員

労側としても、本日結論を出す必要もないですし、今後も建設的に意見交換、協議をさせていただきたいと思いますので、次回以降持ち越しということで異論はありません。

岡山部会長

労使双方から次回にという話ですが。

國光委員

一点確認ですが、必要性の審議について、仮に次回決定したとして、金額審議まで3週間開けないといけないので、日程として9月中に必要性の有無については決めないと、12月に間に合わないこととなります。事務局として日程の調整がどれくらい可能なのか、その点はどうでしょう。

三村室長

冒頭ご説明しましたように、必要性ありになれば3週間の意見聴取期間を設けて金額審議に入りますが、委員の皆さんのご

意見で、必要性について2回目の審議ということであれば、早急に2回目の日程調整をさせていただいて、早めに開催できるよう、会場を確保の上、事務局として準備させていただきます。現在の予定では先のこととなりますので、本日欠席の委員の皆さんの予定も把握させていただき、直近での開催に向けて調整の上準備させていただきます。

岡山部会長 日程的に2回目が可能ということですので、今日結論ということは難しいということになれば、本日はこれで必要性の審議を終わりということによろしいでしょうか。

(異議なし)

岡山部会長 今後の日程について、事務局から説明をお願いします。

三村室長 次回の専門部会の日程につきましては、改めて皆様のご都合をお聞きし、会場の確保等も含め日程調整をさせていただきたいと思います。改めてご連絡いたします。

岡山部会長 ただ今、事務局から説明がありました今後の審議日程につきまして、委員の皆さんの格段のご協力をよろしくお願いします。

岡山部会長 次に付議事項(6)のその他ですが、事務局から何かありますか。

三村室長 1点確認させていただきます。本日の専門部会は公開として開催していますので、議事録を作成してこれをホームページに公開させていただきます。第2回以降の専門部会につきましては先ほど非公開とすることが確認されましたので、議事要旨を作成しホームページに公開するということがよろしいでしょうか。

(異議なし)

岡山部会長 議事録、議事要旨の取扱いについてはそのようをお願いいたします。

三村室長 ありがとうございます。

岡山部会長 委員の皆様から何かございますでしょうか。

(特になし)

岡山部会長

それでは、これもちまして、第1回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。次回は、出来れば結論を得たいと考えておりますので、各委員の皆さんのご協力をお願いします。

委員の皆さん大変御苦労様でした。